

令和5年度答申第42号  
令和5年11月7日

諮問番号 令和5年度諮問第45号（令和5年10月11日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受けた場合において、当該事業に従事する労働者が政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業

主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法2条2項は、上記(1)の「労働者」について、労働基準法(昭和22年法律第49号)9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう旨規定し、同法9条は、「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう旨規定する。
- (3) 賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。)3条は、上記(1)の「政令で定める期間」について、事業主が破産手続開始の決定を受けた場合には、当該事業主につきされた破産手続開始の申立てがあった日の6月前の日から2年間とする旨規定する。
- (4) 賃確法7条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号)12条1号及び13条1号は、破産手続開始の決定を受けた事業主の事業を退職した者であって、破産管財人の証明書の交付を受けることができなかつたものは、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (5) 賃確令4条2項は、上記(4)の「支払期日後まだ支払われていない賃金の額」について、上記(3)の期間内にした当該事業からの退職の日(以下「基準退職日」という。)以前の労働に対する労働基準法24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものの額の総額をいう旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 塗装工事業を営むB社(以下「本件会社」という。)は、令和3年12月20日、C地方裁判所に対し、破産手続開始の申立てを行い、同月21日、本件会社に対し、破産手続開始決定がされた。  
(破産手続開始通知書、聴取書(令和4年10月21日付け))
- (2) 審査請求人は、本件会社が請け負った塗装工事に従事するなどしていた者であるが、令和4年7月28日、処分庁に対し、本件会社を令和3年1月30日に退職した労働者であるとして、未払賃金の合計額が62万3

600円であること等の確認を求める本件確認申請をした。

(確認申請書、各聴取書(令和4年10月21日付け、同年12月1日付け))

(3) 処分庁は、令和4年12月19日付けで、本件確認申請に対し、「最終勤務日が令和3年6月17日であることから同日が基準退職日となり、破産手続開始の申立日の6か月前の日以降2年間に退職したものと認められないため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

(不確認通知書)

(4) 審査請求人は、令和5年3月2日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和5年10月11日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人が提出した「債権(労働債権)についての証明」では、本件会社の元代表取締役(以下「元代表取締役」という。)が、令和3年11月末まで審査請求人が本件会社に従事したことを証明している。

(2) 元代表取締役との間で、仕事について令和3年6月17日以降も電話で同年11月末までに5、6回は「仕事ないですか。」、「ちょっと待ってて。」などとやりとりをしており、元代表取締役にも同年6月以降も電話連絡を続けていて同月末では退職しておらず、同月以降も仕事を頼む予定でいた旨の確認を取っている。

(3) 上記(2)に関して、改めて元代表取締役から証明をもらった。

(4) 以上によれば、審査請求人の退職日は令和3年11月末であるため、本件不確認処分の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件は、処分庁が、審査請求人の基準退職日は、最終勤務日である令和3年6月17日としたことについて、審査請求人が、同年11月末である旨主張していることから、その妥当性について判断する必要がある。
- 2 上記1に関しては、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年12月20日に、本件会社が破産手続開始の申立てを行った。
- (2) 審査請求人の労働者性について
- ア 審査請求人は以下のとおり申述している。
- (ア) 労働者を使用しておらず、いわゆる一人親方として、本件会社などの会社や他の一人親方から仕事の依頼を受けて、現場で塗装工事に従事していた。
- (イ) 本件会社と審査請求人との間では契約書などの書面で契約を締結していなかった。
- (ウ) 本件会社からの仕事の依頼については、仕事を行っているときに、元代表取締役から次の仕事の依頼を受けていた。
- イ 元代表取締役は、以下のとおり申述している。
- (ア) 審査請求人への仕事の依頼について、審査請求人の都合が合う場合には仕事を行ってもらっていたが、都合が合わないと断られることもあった。
- (イ) 審査請求人の日当は2万円であり、審査請求人に本件会社の業務を行ってもらうに当たって、契約書のようなものは取り交わしておらず、全て口頭での約束であった。
- ウ 本件会社から審査請求人に対して仕事を依頼する際は、内訳明細書に仕事の概要を記載し、手書きで、工事に当たっての注意事項を記載していた。仕事の報酬については、現場ごとに審査請求人から本件会社に対して請求がなされていた。
- エ 審査請求人が本件会社からの仕事に従事していた頻度は、令和2年8月から令和3年6月までの間で、一月当たり0日から20.5日までと、月によって変動がある。
- (3) 審査請求人の最終勤務日について
- ア 元代表取締役は、審査請求人に対して、令和3年6月17日に今回の仕事が最後でその後の仕事は入っていない旨を伝えたと記憶していること、審査請求人が最後に本件会社の仕事を行ったのは、同日である旨申述している。
- イ 審査請求人は、令和3年7月3日付けで同年6月16日及び同月17日に作業を行った2日分の日当として4万円を請求している。
- ウ 審査請求人は、最後に本件会社からの仕事を行ったのは令和3年6月中旬にD地にある個人宅の塗装工事であった旨及び同月17日が本件会社

の仕事を行った最後の日であり、以降本件会社からの仕事は行っていない旨申述している。

(4) 審査請求人が主張する退職日（令和3年11月末）について

ア 審査請求人は、確認申請書に退職日として令和3年11月30日と記載した理由について、本件会社の代理人弁護士から届いた債務整理開始通知書で債権調査票の提出期日が同日であったためであり、同日に元代表取締役から何らかの通知があった訳ではなく、また、同日までの間に、審査請求人からも元代表取締役に対して仕事を辞めると伝えていた訳ではなかった旨申述している。

イ 元代表取締役は、自らが署名した「X氏の労働者性についての証明」及び「債権（労働債権）についての証明」について、支払日や令和3年11月末まで従事していたという部分の記載は誤りであると申述している。

ウ 審査請求人が提出した元代表取締役が署名した「X氏に対する確認書」には、「X氏に対して退職日を明確に示したことはない。そのため、これまでも仕事があるときに頼むという仕事の仕方をしてきたため、そして6月17日以降も（中略）電話連絡をしていたため、仕事が続いていると思うことは理解できるし、破産通知が届き、そこで仕事はなくなったと思うことも理解できる。」と記載している。

3 本件については、審査請求人と本件会社との間に雇用契約書等が存在せず、労働契約上の雇用期間等が判然としないため、実態で判断せざるを得ないところ、上記2（2）によれば、審査請求人は、本件会社の業務について、元代表取締役から口頭で依頼を受けて、これに応じる都度就労していたと考えられる。また、現場ごとに作業期間や作業内容が指定されていたことから、審査請求人と本件会社との間には、本件会社から仕事の依頼を受けた現場ごとに労働契約が成立し、審査請求人は、当該現場において労務を提供する限りにおいて、労働者性があったものと判断することが妥当である。

そうすると、上記2（3）のとおり、審査請求人が最後に本件会社の仕事を行ったのは、令和3年6月17日と認められることから、同日を退職日とする判断は、妥当であると考えられる。

4 なお、審査請求人は、上記2（4）イの証明書を根拠に、退職日が令和3年11月末であることを主張するが、元代表取締役は当該記載は誤りであると申述していること、上記3のとおり、審査請求人は仕事の依頼を受けた現

場ごとに労働契約が成立していたと判断されることから、審査請求人の主張は採用できない。

- 5 以上により、審査請求人の最終勤務日が令和3年6月17日であることから、同日が基準退職日となり、破産手続開始の申立日（同年12月20日）の6か月前の日（同年6月20日）以降2年間に退職したと認められないとの理由による本件不確認処分は違法又は不当なものとは認められない。

よって、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手続の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求の受付：令和5年3月2日

弁明書の作成日付：同年4月7日付け

弁明書の受付：同年6月6日

本件諮問：同年10月11日

- (2) これらの一連の手続を見ると、本件審査請求から本件諮問までに約7か月の期間を要しているところ、弁明書作成から審理員による受付までに約2か月の期間を要している。

このような期間を要したことについて審査庁は、令和5年4月12日にE労働局労働基準部監督課が処分庁から提出のあった弁明書を回送する際、審理員に郵送すべきところ、誤って裁決担当課宛てに郵送し、裁決担当課は審理員に対して回送の要否を確認せず弁明書を受領し、その後審理員からの連絡により裁決担当課から審理員へ弁明書を回送したためであるとす

る。

弁明書が審理員に直ちに提出されていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は5か月程度で済んだものと考えられる。審査庁においては、本件のような事態が再度発生することがないよう関係機関に周知徹底するとともに、審査請求事件の進行管理の仕方を改善すべきである。

- (3) 上記で指摘した点以外には、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件不確認処分の適法性及び妥当性について

本件確認申請は、審査請求人が、本件会社の労働者であり、令和3年11月30日に退職したとして同年1月分から同年9月分までの未払賃金の確認

を求めるものであるところ、本件不確認処分は、審査請求人は本件会社の労働者であるが、最終勤務日は同年6月17日であるから同日が基準退職日となり、破産手続開始の申立日の6か月前の日以降2年間に退職したものと認められないとしてなされたものである。

(1) 審査請求人が労働者であるかについて

審査請求人と本件会社との間には、契約書等の書面はなく、審査請求人は本件会社から口頭で仕事の依頼を受けて、現場で塗装工事に従事していたもので、いわゆる一人親方であり、本件会社の仕事に従事していた頻度は、令和2年8月から令和3年6月までの間で、月0日間から20.5日間までと変動があり、かかる事実をみると、審査請求人を労働者と認定することには疑問の余地がないでもない。

しかしながら一方で、本件会社から審査請求人の仕事に対して支払われるのは、1日当たり2万円とされ、仕事を行う時間は原則として8時から17時まで、仕事の終わりが17時を超える場合には残業代として1時間当たり2500円が払われていたこと、仕事に使う材料や道具は全て本件会社が準備していたこと、本件会社から施工上の注意事項を指示されていたこと等の事実をみると、審査請求人は本件会社に使用され賃金を支払われていた者とみることもでき、審査請求人を労働者と認定した審査庁の判断は不合理とは言えない。

(2) 基準退職日について

審査請求人が本件会社の労働者であるとする、審査請求人は本件会社から仕事の依頼がありこれを引き受けた時に労働をするのであるから、仕事の依頼がありこれを引き受けた都度労働契約が成立するとみるほかない。審査請求人が本件会社の仕事をしていない時期は、審査請求人と本件会社との間に何らかの権利義務関係があるわけではなく、労働契約関係が存在するのは審査請求人が本件会社の仕事を引き受け、仕事が終了するまでの間であるというほかはない。

審査請求人は、基準退職日は令和3年11月末であると主張するが、審査請求人が最後に本件会社の仕事をした同年6月17日以降、審査請求人が本件会社に対して「仕事ないですか。」などと問合せをしていたとしても、現実に仕事の依頼はなく、本件会社と審査請求人との間に何らかの労働契約上の権利義務が存在していたとみることはできないから、審査請求人の主張は採用できない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえ、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史